

3 総務県民生活委員会における奥田智子県議の質疑

2014年 4月 16日

◆議案関係(総務部)

Q. 奥田智子委員

1. 自動車税の重課割合を10%から15%に更に重くする目的は何か。
2. 自動車税の重課は買換え促進が目的と思うが、これまでの10%重課の効果はどうだったのか。
3. 重課についてどのくらいの台数が対象で、買換えがどの程度進むと考えているのか。
4. 買換え促進が目的なら買換えを支援するべきと考えるがどのように考えるか。30万台が重課対象ということは、買換えが進まずに残っていると思うがどのように考えるか。

A. 税務課長

1. 自動車税は自動車を保有していることに課税するものであり、重課・軽課については、自動車の環境性能に応じた課税が目的である。
2. 自動車税の重課・軽課は買換え促進ということではなく、あくまで環境性能に応じたものである。
3. 平成24年度の実績では、約30万台が自動車税の重課対象であった。来年度以降15%重課対象となる乗用車等は、その30万台のうち約86%である。
4. あくまで自動車税は自動車を保有していることに課税し、環境性能に応じて重課・軽課をお願いするものである。

Q. 奥田委員

重課対象の30万台のうち、86%が来年度以降15%重課の対象となるとのことだが、その86%という数字の根拠・中身について教えてほしい。

A. 税務課長

自動車税の重課について、バス・トラックについては、現行の重課割合のまま据置きである。平成24年度の重課対象車の実績では、バス・トラッ

クの割合が14%であったので、それらを除いた割合として86%が算出される。

Q. 奥田委員

重課の対象は30万台ということだが、重課対象でない車も含め、課税対象となる車の台数は全部で何台か。

A. 税務課長

平成24年度の実績では、241万9,000台が自動車税の課税対象となった。

Q. 奥田委員

ということは、241万9,000台のうち30万台は環境に良くない車が残っているという認識でよいか。また、30万台の車が残っている背景として、買換えができない人達もたくさんいると思うが、その点についてどのような認識か。

A. 税務課長

自動車税の重課・軽課については、あくまで環境性能に応じて、自動車を保有していることに対する税である。自動車の買替え促進という目的とは異なるということで理解していただきたい。